

〔神皇正統記 村上〕源氏と云事は、嵯峨の御門世のついえを思しめして、皇子皇孫に姓を給ひて人臣となし給ふ、すなはち御子あまた源氏の姓を給はる。桓武の御子葛原親王の男高棟、平の姓を給はり、平城の御子阿保親王の男行平業平等有原の姓給る事も此後の事なれど、是はたまくの義なり。弘仁以後、代々の御後はみな源の姓を給ひしなり。親王の宣旨を蒙る人は、才不才によらず、國々に封戸などを立られて、世のついえなりしかば人臣につらね、官學して朝要にかなひ、器に玄たがひ昇進すべき御おきてなるべし。姓を給る人は直に四位に叙す皇子皇孫にご當君の事也。是は三位なるべしと云定卿三位に叙せしかざり、是も當代にはあらず、かくて代々のあいだ、姓を給ひし人百十餘人もや有けん、然れど他流の源氏大臣以上にいたりて、二代と相續する人の今まできこえぬこそいかなる故ならんとおぼつかなけれ、嵯峨の御子姓を給ひし人二十一人、此中大臣にのぼる人、常の左大臣兼大將信の左大臣、融の左大臣、仁明の御子に姓を給る人十四人、大臣にのぼる人、常の右大臣兼大將文德の御子に姓を給はる人十二人、大臣にのぼる人能有の右大臣兼大將清和の御子に姓を給る人十四人、大臣にのぼる人十世の御末に實朝の右大臣兼大將是は貞純の苗裔なり、陽成の御子に姓を給る人三人、光孝の御子に姓を給る人十五人、宇多の御孫に姓を給りて大臣にのぼる人、雅信の左大臣、重信の左大臣、王の男にも敦實親醍醐の御子に姓を給はる人二十人、大臣にのぼる人高明の左大臣兼大將兼明の左大臣、後に親王さす、中務卿御孫、猶子にて直に三位せし人也、二世の源氏にて大臣にのぼれり、かやうにたまく大臣にいたりても、いづれか二代とあひつげる、ほとむと納言以上にて傳はれるだに稀なり、雅信の大臣の末ごおのづから納言までものぼりて残りたる、高明の大臣の後、四代大納言にて有しもはやく絶にき、いかにも故ある事かとおぼえ